

鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例申請の手引き



平成29年4月

千葉県鴨川市

環境課

土砂等の小規模埋立て等を実施する方への留意事項

宅地造成や農地造成（客土行為を含む）などの土地利用の形態等を問わず、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の区域を土砂等で埋立てを行う場合には、『鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』に基づく許可が必要です。

なお、3,000平方メートル以上の区域を土砂等で埋立てを行う場合には、『千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』に基づく許可が必要となりますので、県へお問い合わせください。

許可を要する面積	許可申請先	連絡先
500㎡以上3,000㎡未満	鴨川市環境課	04-7093-7838
3,000㎡以上10,000㎡未満	千葉県安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8321
10,000㎡以上	千葉県廃棄物指導課	043-223-2641

1 埋立て等の実施にあたって

- (1) この条例以外の法令等で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けます。許認可等が必要なものについては併せて、若しくは事前の許可を取ることが必要になります。またその許可書の写し、又は許可申請書（受付印のあるもの）の写しを申請時に添付してください。
- (2) 小規模埋立て等を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に事前に確認してください。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります。）
- (3) 小規模埋立て等を実施する区域（土地）内に赤道、青道がある場合（公図で確認すること）は、それを埋めるための必要な措置について、市都市建設課に確認してください。
- (4) 小規模埋立て等を実施する土地が農地の場合は、必要な手続きについて、市農業委員会に確認してください。
- (5) 小規模埋立て等を実施する土地が山林等の場合は、その地域、面積等により必要となる許可や届出が異なることから千葉県知事（南部林業事務所）若しくは市農水商工課に必要な措置を確認してください。
- (6) 1,000平方メートル以上の一時たい積場（ストックヤード）は粉じん発生施設となるため、千葉県知事（安房地域振興事務所）へ大気汚染防止法に基づく手続きが必要となります。
- (7) その他、規則第5条別表1に掲げる行為や開発行為等の許可条件・内容を十分に確認し対応すること。

2 埋立て等について

- (1) 小規模埋立て等に供する区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、区域外の搬入路、事務所等は含みません。ただし、一時たい積の場合は区域の保安地帯は小規模埋立て等に供する区域に含まれます。また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、埋立て等に供する区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となります。
- (2) 小規模埋立て等に供する区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保（移動）していた表土で覆う。）場合は、小規模埋立て等に供する区域以外からの土砂等の搬入終了時に完了となります。
- (3) 土砂等には、建設工事や浚渫工事等で発生する区域以外からの土砂等を始めとして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でいう「廃棄物」以外の埋立て等に供するすべての物質が含まれます。なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同意元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は土砂等には分類されません。
- (4) 土砂等搬入届に添付する「土砂等発生元証明書」・「検査試料採取調書」・「地質分析結果証明書」は、土量の多寡に関わらず発生場所ごとに必要です。
- (5) 小規模埋立ての規模が、3,000平方メートル以上に及ぶことが判明した時点で、速やかに中止し、埋立て済みの面積、土量に基づき、出来高をとりまとめ、届出しなければならない。地質分析等の土壌の確認も行い、市への申請内容については終了させなければならない。その後、その時点からの埋立て部分を精査し、県へ申請をするものとする。

I 埋立て等に関する事業の流れ

【事前準備】

- 申請準備
 - ・土地所有者の使用承諾
 - ・事業区域の調査（他法令関係・関係機関との調整や手続きなど）
 - ・事業区域内の地質調査
 - ・隣地所有者、水利権者の同意

【許可申請】

- 申請書類の提出【P4参照 小規模埋立て等許可申請】
【P5参照 小規模埋立て等（一時たい積）許可申請】
- 書類審査・現地確認
- 許可書の交付

【埋立て事業着手前】

- 第三者への事業説明
 - ・標識（看板）の掲示
 - ・杭、旗等での事業区域、境界の表示
 - ・利害関係者への書類供覧
- 現場責任者の選任届【P6参照 小規模埋立て等現場責任者選任書】
- 土砂等搬入届【P6参照 土砂等搬入届】
 - ・土砂の採取場所ごと、土砂搬入量5,000m³ごと

【定期検査・報告】

- 地質、水質検査の実施
- 定期報告書等の提出【P6参照 状況報告書、P7参照小規模埋立て等地質等検査報告書】
 - ・着手後6ヵ月
(一時たい積は3ヵ月)

【許可内容の変更】

- 変更申請書の提出【P8参照 変更許可申請書】
 - ・埋立て区域の位置及び面積の変更
 - ・埋立て区域の構造の変更
 - ・その他、市で変更申請が必要と認めたもの
- 変更届の提出【P9参照 変更届】
 - ・申請者の氏名（法人名称・代表者）、住所の変更
 - ・埋立土砂等の量の変更
 - ・土砂等採取場所の変更
 - ・土砂等搬入計画の変更

【埋立て事業完了】

- 完了届の提出【P6参照 小規模埋立て等完了届、状況報告書】
- 書類審査・現地確認
- 地質、水質検査の実施【P7参照小規模埋立て等地質等検査報告書】
- 工事完了確認書の交付

1. 小規模埋立て等許可申請に必要な書類

小規模埋立て等許可申請書 (第2号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部 *申請書正本は、フラットファイル等で製本すること。
許可申請書 別紙	<input type="checkbox"/> 使用土砂等の採取場所、搬入予定量、搬入計画を書式に沿って記載すること。 <input type="checkbox"/> 搬入経路を位置図等に明記し添付すること。

添付図面

1 図 面 等	位置図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/25000 程度の道路等周辺の状況が確認できる地図に小規模埋立て等に供する区域の地点を明記すること。
	見取図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/1000 程度の近隣の家屋及び土地の状況が確認できる地図に小規模埋立て等に供する区域を明記すること。
	求積図	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の実測面積が確認できること。
	平面図 (現況)	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の現況が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地との境界が確認できること。
	平面図 (計画)	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地との境界が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の工事施工後の状況が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の盛土及び切土箇所が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の排水構造が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域外への土砂等の崩落・飛散・流出による災害発生防止に係る構造及び工法等が確認できること。 <input type="checkbox"/> 法面及び擁壁の構造として、規則別表第3に掲げる措置が講じられていること。
	断面図 (縦横)	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地との境界が確認できること。 <input type="checkbox"/> 図示する断面箇所が平面図と照合し確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の工事施工前後の状況が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域外への土砂等の崩落・飛散・流出による災害発生防止に係る構造及び工法等が確認できること。 <input type="checkbox"/> 法面及び擁壁の構造として、規則別表第3に掲げる措置が講じられていること。
	構造安定計算書	<input type="checkbox"/> 土質検査等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合に限る。
	擁壁の断面図 背面図 構造計算書	<input type="checkbox"/> 擁壁を用いる場合に限る。 <input type="checkbox"/> 擁壁の断面及び背面を 1/20 から 1/50 程度に図示し構造が確認できること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は、「宅地造成規制法施行令」で定められた構造を満たすこと。
公図の写し	<input type="checkbox"/> 謄写した法務局名、作成年月日が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地の地目及び地権者を記載すること。	
2 使用土砂等予定量計算書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に使用する土砂等の予定量の計算根拠を示すこと。 <input type="checkbox"/> 計算根拠は、図面等に記載された数値を元とすること。	
3 検査試料採取調書 (第3号様式)	<input type="checkbox"/> (埋立地の) 表土の地質の試料の採取状況調書 <input type="checkbox"/> 現場写真 (小規模埋立等に供する区域 (埋立地) の表土の地質を採取した地点) <input type="checkbox"/> 位置図 小規模埋立等に供する区域の表土の地質を検査資料とした採取地点 (1/500 程度の平面図へ明記)	
4 地質分析結果証明書 (第4号様式)	<input type="checkbox"/> (埋立地の) 表土の地質の試料の分析結果証明書 ※全項目の基準値を満足していること。	
5 住民票の写し (法人登記事項証明書)	<input type="checkbox"/> 3ヶ月以内に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書とすること。	
6 土地登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域内全ての地番に係る証明書を提出すること。 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以内に発行されたものであること。	
7 境界同意書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立等に供する区域と隣接地との境界確認等を行ったもの。	
8 説明会等実施状況報告書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等の内容について、小規模埋立て等に供する区域の周辺住民及び水利権者等に対し説明会等を行ったことが確認できること。	
9 そ の 他	① 小規模埋立等土地使用承諾書、印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の土地所有が申請者本人ではない場合、かつ行政機関の所有又は管理する土地ではない場合に限る。 <input type="checkbox"/> 当該区域の土地所有者が申請者の行なおうとする小規模埋立てに承諾している旨が確認できること。
	② 許認可等の写し	<input type="checkbox"/> 小規模埋立等に供する区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合。
	③ 許認可等の通知書 (決定書)	<input type="checkbox"/> 小規模埋立等が規則別表第1に掲げる行為に該当する場合。ただし許認可等が決定されていない場合は申請書の写し (受付印のあるもの)
	④ 許認可等の通知書 (決定書) の写し	<input type="checkbox"/> この条例以外に許認可等が必要である場合。ただし、許認可等の決定がされていない場合は申請書の写し (受付印のあるもの)
10 手数料	<input type="checkbox"/> 1件につき、20,000円を納付するものとする。	

*本文の条例とは、「鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、規則とは同条例施行規則を指す。

2. 小規模埋立て等（一時たい積）許可申請に必要な書類

小規模埋立て等許可申請書 (第5号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部 *申請書正本は、フラットファイル等で製本すること。
許可申請書 別紙	<input type="checkbox"/> 使用土砂等の採取場所、搬入予定量、搬入計画を書式に沿って記載すること。 <input type="checkbox"/> 搬入経路を位置図等に明記し添付すること。

添付図面

1 図 面 等	位置図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/25000 程度の道路等周辺の状況が確認できる地図に小規模埋立て等に供する区域の地点を明記すること。
	見取図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/1000 程度の近隣の家屋及び土地の状況が確認できる地図に小規模埋立て等に供する区域を明記すること。
	求積図	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の実測面積が確認できること。
	平面図（現況）	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の現況が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地との境界が確認できること。
	平面図（計画）	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地との境界が確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する土砂等の堆積の構造（「規則別表第4」に掲げる構造）が確認できること。 <input type="checkbox"/> 土砂等の採取（搬入先）先ごとに区分し、工法等を明記すること。
	断面図（縦横）	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域（土砂等の量が最大となった場合の構造が確認できるピッチの縦横のもの）が確認できること。 <input type="checkbox"/> 図示する断面箇所が平面図と照合し確認できること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する土砂等の堆積の構造（「規則別表第4」に掲げる構造）が確認できること。
	構造安定計算書	<input type="checkbox"/> 土質検査等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合に限る。
	立面図	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/100 から 1/500 程度の図面とすること。 <input type="checkbox"/> 土砂等の採取（搬入先）先ごとに区分し、工法等を明記すること。
	公図の写し	<input type="checkbox"/> 謄写した法務局名、作成年月日が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域と隣接地の地目及び地権者を記載すること。
2	使用土砂等予定量計算書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に使用する土砂等の予定量の計算根拠を示すこと。 <input type="checkbox"/> 計算根拠は、図面等に記載された数値を元とすること。
3	検査試料採取調書 (第3号様式)	<input type="checkbox"/> (埋立地の) 表土の地質の試料の採取状況調書 <input type="checkbox"/> 現場写真（小規模埋立等に供する区域（埋立地）の表土の地質を採取した地点） <input type="checkbox"/> 位置図 小規模埋立等に供する区域の表土の地質を検査資料とした採取地点（1/500 程度の平面図へ明記）
4	地質分析結果証明書 (第4号様式)	<input type="checkbox"/> (埋立地の) 表土の地質の試料の分析結果証明書 ※全項目の基準値を満足していること。
5	住民票の写し (法人登記事項証明書)	<input type="checkbox"/> 3ヶ月以内に発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書とすること。
6	土地登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域内全ての地番に係る証明書を提出すること。 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以内に発行されたものであること。
7	境界同意書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立等に供する区域と隣接地との境界確認等を行ったもの。
8	説明会等実施状況報告書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等の内容について、小規模埋立て等に供する区域の周辺住民及び水利権者等に対し説明会等を行ったことが確認できること。
9 そ の 他	① 小規模埋立等土地使用承諾書、印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 小規模埋立て等に供する区域の土地所有が申請者本人ではない場合、かつ行政機関の所有又は管理する土地ではない場合に限る。 <input type="checkbox"/> 当該区域の土地所有者が申請者の行なおうとする小規模埋立てに承諾している旨が確認できること。
	② 許認可等の写し	<input type="checkbox"/> 小規模埋立等に供する区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合。
	③ 許認可等の通知書 (決定書)	<input type="checkbox"/> 小規模埋立等が規則別表第1に掲げる行為に該当する場合。ただし許認可等が決定されていない場合は申請書の写し（受付印のあるもの）
	④ 許認可等の通知書 (決定書)の写し	<input type="checkbox"/> この条例以外に許認可等が必要である場合。ただし、許認可等の決定がされていない場合は申請書の写し（受付印のあるもの）
10	手数料	<input type="checkbox"/> 1件につき、20,000円を納付するものとする。

*本文の条例とは、「鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、規則とは同条例施行規則を指す。

3. 小規模埋立て等に係る各種届出及び報告に必要な書類

①小規模埋立て等現場責任者選任書

小規模埋立て等 現場責任者選任書	正本 1部 ・ 副本 2部
備考) 事業を適切に行うために現場責任者を配置すること。 現場責任者の氏名及び職名：現場責任者の氏名及び所属会社等における職名等を記載すること。ただし、他の埋立て現場と兼務しないこと。	
添付書類) ・ 標識(看板)写真 <input type="checkbox"/> 標識の設置済写真(設置位置がわかるもの・看板の記載内容が確認できるもの)	

②土砂等搬入届

土砂等搬入届 (規則別記第8号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部
備考) 埋立に用いる土砂の採取場所ごと、また土砂の搬入量で5,000 m ³ ごとに必要となります。また、その土砂が汚染されていない証明も併せて届出する必要があります。 土壌汚染に関する証明は、公共事業発生の土砂で事前に市長の承認を受けたものである場合は省略することが出来ます。	
添付書類) ※発生土を使用する場合 <input type="checkbox"/> 搬入する土砂等の採取場所(1/250~1/500程度の図面による。) <input type="checkbox"/> 搬入する土砂等の採取場所の状況がわかるもの。 <input type="checkbox"/> 搬入する土砂等の採取場所の責任者等が発行したもの。 <input type="checkbox"/> 搬入する土砂等の汚染調査のための資料採取状況(採取状況写真等含む) <input type="checkbox"/> 搬入する土砂等の汚染の確認のための分析結果 ※平面図 ※現場写真 ※土砂等発生元証明書 ※検査試料採取調書 ※地質分析結果証明書 ・ 購入土を使用する場合 ・ 土砂等売渡・譲渡証明書 <input type="checkbox"/> 搬入する土砂等の購入先事業者が発行したもの。 ・ 採取計画認可証の写し <input type="checkbox"/> 知事の印のあるもの	
根拠) 条例第9条(土砂等の搬入の届出)及び規則第7条(土砂等の搬入の届出)による。	

③小規模埋立て等完了届

小規模埋立て等完了届 (規則別記第16号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部
備考) 許可を受けた小規模埋立て等を、完了したときは遅滞なく市長に届け出ることとされております。 完了にあたり、土砂等の崩落・流出等による災害の防止に係る措置は講じることが義務づけられています。	
添付書類) ・ 図面等一式 <input type="checkbox"/> 許可申請書に添付したものに準じたもの。 (ただし、小規模埋立てに係る計画と完了後の出来高の比較が出来る図面によること。 また、搬入土砂の量が検証可能な図面であること。)	
根拠) 条例第15条(小規模埋立て等の完了等)及び規則第14条(小規模埋立て等の完了の届出)による。	

④小規模埋立て等状況報告書

小規模埋立て等状況報告書 (規則別記第10号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部
備考) 小規模埋立て等を開始した日から6ヶ月ごとに、当該6ヶ月を経過した日から1週間以内に提出して下さい。 また、小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了したときは、その届出時に提出して下さい。	
根拠) 条例第10条(小規模埋立て等に使用された土砂等の量等の報告)及び規則第8条(土砂等の量等の報告)による。	

④' 小規模埋立て等状況報告書

小規模埋立て等状況報告書 (一時たい積) (規則別記第 1 1 号様式)	正本 1 部 ・ 副本 2 部
備考) 小規模埋立て等を開始した日から 3 ヶ月ごとに、当該 3 ヶ月を経過した日から 1 週間以内に提出して下さい。 また、小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了したときは、その届出時に提出して下さい。	
根拠) 条例第 1 0 条 (小規模埋立て等に使用された土砂等の量等の報告) 及び規則第 8 条 (土砂等の量等の報告) による。	

*本文の条例とは、「鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、規則とは同条例施行規則を指す。

⑤小規模埋立て等地質等検査報告書

小規模埋立て等地質等検査報告書 (規則別記第 1 2 号様式)	正本 1 部 ・ 副本 2 部
備考) 小規模埋立て等の場合は、小規模埋立て等を開始した日から 6 ヶ月ごとに検査を行い、当該 6 ヶ月を経過した日から 1 週間以内に提出して下さい。 小規模埋立て等 (一時たい積) の場合は、小規模埋立て等を開始した日から 3 ヶ月ごとに検査を行い、当該 3 ヶ月を経過した日から 1 週間以内に提出して下さい。 小規模埋立て等を廃止し・中止し、又は完了の届出を行った場合は、市長が指定する期日に市職員立会いのうえ検査試料採取を行います。検査報告書については分析後に市長が指定する期日までに提出して下さい。	
添付書類) ・ 位置図 <input type="checkbox"/> 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点 (1/500 程度の図面による。) ・ 現場写真 <input type="checkbox"/> 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点 (採取状況写真含む。) ・ 検査試料採取調書 <input type="checkbox"/> 規則第 3 号様式、検査に使用した土砂等及び排水の採取状況調書。 ・ 地質分析結果証明書 <input type="checkbox"/> 規則第 4 号様式、土壌が汚染されていないか確認のための分析結果。 ・ 排水汚染状況測定結果証明書 <input type="checkbox"/> 規則第 13 号様式、埋立て区域からの排水 (表土雨水排水等) が汚染されていない確認のための分析結果	
根拠) 条例第 11 条 (地質検査の報告) 及び規則第 9 条 (地質検査) ・ 10 条 (水質検査) ・ 11 条 (地質検査等の報告) による。	

*本文の条例とは、「鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、規則とは同条例施行規則を指す。

4. 小規模埋立て等変更許可申請に必要な書類

小規模埋立て等変更許可申請書 (第2号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部
---------------------------	---------------

添付図面

* 変更の生じる事項の図面等を添付して下さい。

なお、図面については、許可申請書に用いた図面と同一の縮尺とし、変更前後の内容が判明できるものであること。
下記の一覧により、変更に伴う関連書類を十分に確認のうえ作成をお願いします。

図 面 等	位置図	<input type="checkbox"/>
	見取図	<input type="checkbox"/>
	求積図	<input type="checkbox"/>
	平面図	<input type="checkbox"/>
	断面図(縦横)	<input type="checkbox"/>
	構造安定計算書	<input type="checkbox"/>
	擁壁の断面図 背面図 構造計算書	<input type="checkbox"/>
	公図の写し	<input type="checkbox"/>
2 現場写真	<input type="checkbox"/>	
3 使用土砂等予定量計算書		
4 検査試料採取調書 (第3号様式)	<input type="checkbox"/>	
5 地質分析結果証明書 (第4号様式)	<input type="checkbox"/>	
6 住民票の写し (法人登記事項証明書)	<input type="checkbox"/>	
7 土地登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	
8 境界同意書	<input type="checkbox"/>	
9 説明会等実施状況報告書	<input type="checkbox"/>	
10 そ の 他	① 小規模埋立等土地使用 承諾書、印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>
	② 許認可等の写し	<input type="checkbox"/>
	③ 許認可等の通知書(決 定書)	<input type="checkbox"/>
	④ 許認可等の通知書(決 定書)の写し	<input type="checkbox"/>
10 手数料	<input type="checkbox"/> 1件につき、10,000円を納付するものとする。	

*本文の条例とは、「鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、規則とは同条例施行規則を指す。

5. その他小規模埋立て等に係る各種届出及び報告に必要な書類

小規模埋立等変更届 (規則別記第7号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部
備考) 申請者氏名(事業者が法人にあっては、名称及び代表者指名)、住所及び「採取場所並びに採取場所からの搬入予定量、搬入計画書」に係る変更については、規則第6条第1項により軽微な変更と位置づけられ、本様式での手続きとなります。	
添付書類) ・住所又は氏名の変更の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は戸籍抄本 ・法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合 <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本 ・採取場所並びに採取場所からの搬入予定量、搬入計画書の変更の場合 <input type="checkbox"/> 採取場所が変更となるときは、土砂等搬入届に準じた書類 <input type="checkbox"/> 搬入予定量、搬入計画書が変更となるときは、許可申請書別紙及び使用土砂等予定量計算書	
根拠) 条例第7条(変更の許可等)第1項・第3項及び規則第6条(変更の許可の申請等)第4項による。	

小規模埋立て等廃止(中止)届 (規則別記第15号様式)	正本 1部 ・ 副本 2部
備考) 許可を受けた小規模埋立て等を、廃止又は中止しようとするときは、その廃止または中止による土壌汚染、土砂崩落・流出等災害の発生防止に必要な措置を講ずるとともに、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。 小規模埋立てを2ヶ月以上中止する場合も同様となります。 本届により、当該小規模埋立てに係る許可は効力を失います。 *中止の場合でも、その時点までの埋立てに関する、土壌の汚染の確認、その時点の完了図面等は必要となります。	
添付書類) ・図面等一式 <input type="checkbox"/> 許可申請書に添付したものに準じたもの。 ・小規模埋立てを中止した場合は追加 <input type="checkbox"/> 埋立済みの区域の構造がわかる図面 <input type="checkbox"/> 土砂の崩落、流出等災害防止の措置をとった施工図面 ・一時的積場の場合は、中止に加えて追加 <input type="checkbox"/> 土砂等がたい積されている面積(m ²)	
根拠) 条例第14条(小規模埋立ての廃止等)及び規則第13条(小規模埋立ての廃止等の届出)による。	

*本文の条例とは、「鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」、規則とは同条例施行規則を指す。

5. 小規模埋立て等に関する標識の設置



*** 本標識と併せて、埋め立て区域を明示する旗・杭等を現地に設置すること（条例13条の2）**

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第7条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者
- (2) 第17条第1項、第2項若しくは第3項、第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条、第11条又は第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第23条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第3項、第14条第2項、第15条第1項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条の規定に違反した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。